

呉市消防局患者等搬送事業指導及び認定に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指導に関する事項（第3条―第20条）

第3章 認定基準（第21条―第37条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、呉市消防局管内の民間事業者による搬送用自動車を用いた患者等の搬送業務を行う事業（以下「患者等搬送事業」という。）に対し、必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等とは、寝たきり者、身体障害者、傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送業務とは、患者等を搬送するため必要な構造及び設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎のために搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者とは、患者等搬送事業を行う事業所（以下「患者等搬送事業所」という。）の経営者及び管理責任者をいう。
- (4) 認定事業者とは、第23条の規定による消防局長から認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
- (5) 乗務員とは、患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。

第2章 指導に関する事項

（患者等搬送事業の基本原則）

第3条 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めるものとする。

- 2 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないものとする。
- 3 患者等搬送事業者は、患者等搬送事業の社会的責任を十分自覚し、関係法令等を遵守するものとする。

（消防機関との連携）

第4条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により患者等の居る場所、状態、既往症、かかりつけの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動

車を要請するものとする。

- (1) 搬送の依頼があった時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合（この場合は、併せて現場等へ乗務員を派遣するものとする。）
- (2) 搬送の依頼があった場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合
- (3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合
（乗務員の要件）

第5条 ストレッチャー、車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業所の乗務員は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 別表第1中第1項に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者
 - (2) 別表第2に掲げる前号の患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者として消防局長が認めた者
- 2 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）による患者等搬送事業所の乗務員は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる者
 - (2) 別表第1中第1項に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）を修了した者
 - (3) 別表第2に掲げる前号の患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者として消防局長が認めた者
（適任証の交付等）

第6条 消防局長は、前条第1項第1号及び第2号に規定する者に対して、患者等搬送乗務員適任証（別記様式第1号。以下「適任証」という。）を交付するとともに、適任証交付簿（別記様式第2号）に記載し、保存するものとする。

2 消防局長は、前条第2項第2号に規定する者に対して、患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（別記様式第3号。以下「適任証（車椅子専用）」という。）を交付するとともに、適任証交付簿に記載し、保存するものとする。

3 適任証及び適任証（車椅子専用）（以下「各適任証」という。）の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただし、第9条の規定により定期講習を受けた者については更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。

（適任証の携行）

第7条 乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、各適任証を携帯し、業務を行うものとする。

（適任証の再交付）

第8条 適任証を亡失し、又は滅失したときは、各適任証再交付申請書（別記様式第4号）

により消防局長に再交付の申請を行うものとする。

- 2 消防局長は、前項の申請を受けたときは、申請書の内容を審査の上、適任証交付簿（別記様式第2号）を整理し、申請者に各適任証を再交付するものとする。

（定期講習の受講）

第9条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、各適任証の交付を受けた乗務員に、2年に1回以上、別表第1の2に掲げる定期講習を受講させるものとする。

（受講の申請）

第10条 別表第1に掲げる基礎講習及び定期講習を受講しようとする者は、患者等搬送乗務員講習受講申請書（別記様式第5号）により消防局長に申請するものとする。

- 2 第5条第1項第2号及び第2項第3号の規定の適用を受けようとする者は、特例適任者申請書（別記様式第6号）により消防局長に申請するものとする。

（講習の実施）

第11条 消防局長は、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を乗務員に習得させるため、別表第1に掲げる基礎講習及び定期講習を行うものとする。

- 2 前項の基礎講習及び定期講習を行う場合は、実施要領の案内をする等の広報を実施の上、受講者を募集し、行うものとする。

（運行体制）

第12条 ストレッチャー、車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき第5条第1項の要件を満たす2人以上の乗務員をもって業務を行わせるものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の要件を満たす乗務員を1名とすることができる。

(1) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士（以下「医師等」という。）が同乗する場合

(2) 退院の場合

(3) 医師の指示によりあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合

(4) 社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合

- 2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき第5条第2項の要件を満たす1名以上の乗務員をもって業務を行わせるものとする。ただし、搬送中に患者等の容態が急変する可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は第5条第2項の要件を満たす乗務員を2名以上とするなど、対応に必要な体制を確保すること。

（患者等搬送用自動車の要件）

第13条 ストレッチャー、車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) ストレッチャー，車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等，連絡に必要な設備を有していること。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は，次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる要件を満たすものであること。
- (2) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (3) 車椅子の乗降を容易にするための装置（スロープ，リフト等）を備えていること。

（積載資器材）

第14条 患者等搬送用自動車には，別表第3に掲げる資器材を積載するものとする。

（車両の外観）

第15条 患者等搬送用自動車は，サイレン又は赤色警告灯を装備するなど，救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

（消毒の実施等）

第16条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。ただし，医師から消毒について特別な指示があった場合は，指示に基づいた消毒を行うものとする。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
- (2) 使用後消毒 毎使用後

2 消毒の実施要領は，別表第4によるものとする。

3 定期消毒を実施したときは，その旨を消毒実施記録票（別記様式第7号）に記録し，患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示しておくものとする。

（安全管理及び衛生管理）

第17条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については，点検整備を確実に行之，清潔の保持に努めるものとする。

2 乗務員の服装は，患者等搬送業務にふさわしいものとし，清潔の保持に努めるものとする。

3 患者等の搬送に当たっては，患者及び同乗者に対し，安全ベルトを装着させるなど，安全搬送の措置を講ずるものとする。

（事業案内）

第18条 パンフレット等の事業案内には，救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現は避けるものとする。

（応急手当）

第19条 患者等搬送事業者は，患者等搬送業務を行うときは，症状の悪化防止に万全の配

慮を行うとともに、搬送途上において症状が悪化し、緊急やむを得ない場合は、必要な応急手当を実施するものとする。

(知識及び技術の維持管理)

第20条 患者等搬送事業者は、乗務員の患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。

第3章 認定基準

(認定対象となる患者等搬送事業者)

第21条 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第22条 患者等搬送事業の認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（別記様式第8号）に、乗務員名簿（別記様式第9号）、患者等搬送用自動車届（別記様式第10号）及び前条に掲げる患者等搬送事業者であることを証明することができる書類を添付し、消防局長に認定を申請するものとする。

(認定の審査)

第23条 消防局長は、認定審査基準表（別記様式第11号）により審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を患者等搬送事業認定（不認定）結果通知書（別記様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(認定マークの交付等)

第24条 消防局長は、ストレッチャー、車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業の認定事業者に対し、患者等搬送事業者認定マーク（別図第1）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第2）を交付するとともに、認定事業者は、各認定マーク受領書（別記様式第13号）を消防局長に提出するものとする。

2 消防局長は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業の認定事業者に対し、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク（別図第3）及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク（別図第4）を交付するとともに、認定事業者は、各認定マーク受領書（別記様式第13号）を消防局長に提出するものとする。

3 消防局長は、患者等搬送事業者認定マーク、患者等搬送用自動車認定マーク、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク（以下「各認定マーク」という。）を交付したときは、認定事業者台帳（別記様式第14号）を作成するものとする。

(認定の有効期間)

第25条 第23条に規定する認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

(認定の更新)

第26条 認定事業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定の期間が満了する日の1か月前から満了する日までの間に消防局長に更新を申請するものとする。

2 更新時の手続は、認定時の手続を準用するものとする。

(事業の休止等)

第27条 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、患者等搬送事業休廃止届（別記様式第15号）により消防局長に届け出るものとする。

(事業内容の変更)

第28条 認定事業者は、第22条に規定する申請により認定を受けた内容を変更したときは、患者等搬送事業内容変更届（別記様式第16号）により消防局長に届け出るものとする。

(認定の失効)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定事業者の責務)

第30条 認定事業者は、この要綱を誠実に履行しなければならない。

2 認定事業者は、事業に関し、消防局長から求めがあったときは、搬送状況事案報告書（別記様式第17号）により、消防局長に報告するものとする。

3 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特異事案報告書（別記様式第18号）により、速やかに消防局長に報告するものとする。

(1) 患者等を搬送中に容態の変化があり、応急処置を実施したとき。

(2) 患者等を搬送中に容態の変化があり、救急自動車を要請したとき。

(3) 患者等搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。

(4) その他特異な事案を扱ったとき。

(認定事業者の調査)

第31条 消防局長は、少なくとも年1回以上認定事業者に対し、この要綱の履行状況等について調査するものとする。

2 消防局長は、前項の規定による調査の結果、不適当な事項があると認めたときは、認定基準等に適合するように指導するものとする。

(認定の取消し)

第32条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者がこの要綱を遵守しないとき。
- (2) 患者等搬送業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。
- (3) 社会通念上、認定事業者としてふさわしくない行為又は事故を発生させたとき。
- (4) その他消防局長が認定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(認定の取消しの通知)

第33条 消防局長は、前条の規定により認定を取り消したときは、認定事業者台帳を整理し、患者等搬送事業認定取消通知書（別記様式第19号）により認定事業者に通知するものとする。

(認定マークの表示)

第34条 患者等搬送用自動車認定マーク及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マークは、自動車後面の見やすい位置に表示するものとする。

- 2 「呉市消防局認定」の表示は任意とし、表示する場合の文字の大きさは縦横50ミリメートル以下とする。
- 3 患者等搬送用自動車の車体には、国土交通省で定めた患者等輸送車両である旨の表示をすることとする。

(認定マークの返納)

第35条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、各認定マークを返納しなければならない。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 認定を取り消されたとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定マークの返納請求)

第36条 消防局長は、前条に規定する各認定マークの返納が行われない場合は、各認定マーク返納請求書（別記様式第20号）により、各認定マークを返納させるものとする。

- 2 消防局長は、各認定マークを返納させたときは、患者等搬送用自動車の車体に記載されている「呉市消防局認定」の表示を削除させるものとする。

(認定マークの再交付)

第37条 認定事業者は、各認定マークを亡失し、又は滅失したときは、各認定マーク再交付申請書（別記様式第21号）を消防局長に届け出て各認定マークの再交付を受けること

ができるものとする。

- 2 消防局長は、各認定マークの再交付の申請を受けたときは、申請書の内容を審査の上、認定事業者台帳を整理し、申請のあった認定事業者に再交付するものとする。

(委任)

第38条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年3月6日から実施する。